

~~~~~  
このたびの大震災で被災された組合、組合員の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。全ク連では組織の力を結集し、できることから始めておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。  
~~~~~

●クリーンライフ協会、緊急理事会を開催
クリーニング業界を挙げて東北関東大震災復興のために義援金等の支援を決定

クリーンライフ協会（青山亨会長／全ク連会長）は3月25日（金）、この度の東北地方太平洋沖地震並びにそれ以降に東北地方から関東甲信越地方で続発した地震などにより被災されたクリーニング事業者をはじめ、被災地域の方々を支援するため、緊急理事会を全国クリーニング会館で開催した。クリーンライフ協会はクリーニング業界を横断的に組織する団体であり、全ク連は大地震発生当初より業界内の友好団体等とも密接に連絡を取り合い、このたびの緊急理事会の開催となったもの。

検討した結果、クリーニング業界を挙げて復興に向けた義援金の募集等、当面の支援策として下記の対応を行うこととなった。

各都道府県組合の皆様には来週早々に、本日の決定事項に基づきまして支援に関するお願いをさせていただく予定ですので、ご協力のほどをお願い申し上げます。



1. 義援金の募集、贈遺

○クリーンライフ協会加盟各団体・企業が拠出した義援金、並びに本趣旨に賛同した、クリーニング店の店頭で設置する募金箱に寄せられた浄財を当協会に取りまとめた上で、日本赤十字社を通じて被災地域に贈遺する。

※義援金を被災されたクリーニング業界関係者に限定して贈遺することは下記の点で困難であることから、集まった浄財は前記対応とする。

- ・被災地域の全てのクリーニング店並びに関連業者等を把握し、義援金を管理・分配できる機能がどこにもないこと

※店頭での義援金募集要項は**別紙-1**の通り。

2. 被災事業者等への支援

○被災時にお預かりしていたクリーニング品の取扱いに関する厚生労働省ポスターの配布（**別紙-2**参照）

※当該ポスターを早急に作成し、クリーンライフ協会加盟各団体並びに各機材商等を通じて被災地域のクリーニング店をはじめ行政機関、消費者センター等に広く配布する。

○被災者並びに被災地域クリーニング店への情報提供

※全ク連ホームページ内にクリーンライフ協会のページを作成し、以下の情報提供等を行う（各団体・企業のホームページともリンク可）。

- ・被災地域における各機械メーカー、機材商等の連絡先（営業状況を含む）一覧
- ・加盟各団体・企業（傘下を含む）等による被災クリーニング事業者向けメッセージ（応援・お見舞い・告知等）欄
- ・その他、関連情報については全ク連ホームページにて随時更新中

3. 政府等への要望書の提出

○被災地等へのガソリン・灯油・重油等の優先・安定供給等を求める要望書(別紙—3参照)を政府並びに関係機関に提出する。

※被災された方が収容されている病院等の寝具類や避難所生活をされている方々の衣類・毛布等のクリーニングは衛生面の確保から重要であることを鑑み、クリーニング業務に必要な燃料について優先的かつ安定的に供給できる体制の早期構築を求める要望を行う。

※あわせて、東京電力並びに東北電力管内における計画停電の改善や被災者への融資等の拡充を求める。

4. その他

○救援物資(毛布・衣類等)の寄贈については現段階では行わず、今後政府等からの要請があり次第、可能な限り対応する。

※利用者から衣類等を集めてクリーニング後に避難所等に送ることの可否について行政機関等に照会したところ、同一の種類のものが各サイズ大量に揃ったものでない限り不要とのコメントがあったことから当面の対応は見送ることとする。

ただし、都道府県単位で行政等から呼びかけがあったものについては、各地域ごとの取り組みとして実行していくこととする。

○避難所生活者等へのクリーニング支援についても同様に、要請があった際に各地域ごとに組合等が窓口となり、支援可能な事業者に実行していただくよう要請する。

○前記各対応は3月25日現在のものとし、今後被害状況や復興に向けて必要な支援がでてきた場合については、改めてクリーンライフ協会として協議する。

《各種情報を発信中です》

全ク連ホームページ <http://www.zenkuren.or.jp/>

全ク連ツイッター <http://twitter.com/zenkuren>

別紙—1

クリーンライフ 東北関東大震災 支援募金 活動要領

1. 目的

東北関東大震災で被災された方々への支援のため、クリーニング業界を挙げて義援金の拠出並びに募金活動を行う。

2. 使途

本活動を通じて集まった義援金は、東北関東大震災による被災者の復興に役立てていただくために、全額を日本赤十字社を通じて被災地域に寄贈する。

3. 募金方法

- ①クリーンライフ協会の会員各団体・企業並びに傘下各会員等の善意による拠出
⇒直接専用口座に振込み、または現金書留でクリーンライフ協会宛に送金する
※各団体等で取りまとめた義援金のうち、各企業ごとの領収書が必要な場合は、明細がわかるリストを添付して下さい。
- ②各団体傘下クリーニング店で趣旨に賛同するものによる店頭での募金箱の設置
⇒下記参照

4. 〆切等

義援金の募集期間は、平成23年6月末日までとする。なお、第一次締め切りは同年4月30日とし、この時点で寄せられた浄財を第1回分として募金する。

店頭募金について

- 当募金活動は趣旨(目的)に賛同したクリーニング店の善意により行う。
- 専用の募金箱は作成しない。各店の任意にまかせる。ただし、趣旨並びにお願いを記載のポスター(別添案参照)を必ず店頭掲示すること。
※原則として『お願いポスター』は全ク連ホームページからダウンロードするか、各団体ごとに印刷・配布して下さい。
- 集めた浄財は、各団体が個別に定める方法で集約した上で、下記宛に送金する。
- 各地域における機材商等が各クリーニング店に呼びかけ取りまとめる場合は、その旨の事前届出をクリーンライフ協会に申し入れすること。

振込・送金先

- 銀行振込の場合(※振込手数料は各自負担でお願いします)
 - 集めた浄財は、各団体が個別に定める方法で集約した上で、下記宛に送金する。
 - 各地域における機材商等が各クリーニング店に呼びかけ取りまとめる場合は、その旨の事前届出をクリーンライフ協会に申し入れすること。
- 銀行：三菱東京UFJ銀行(銀行コード0005) 四谷三丁目支店(支店コード340)
口座：普通預金0010902
名義：クリーンライフ協会 東北関東大震災支援募金 会長 青山亨
- 現金書留の場合
〒160-0011 東京都新宿区若葉1-5 全国クリーニング会館
クリーンライフ協会 東北関東大震災 支援募金係

東北関東大震災 義援金を受け付けています

ご協力のほど、よろしくお願いいたします

このたびの「東北関東大震災」におきまして、被災された方々には心よりお見舞申し上げます。

クリーニング業界では被災者救援を目的に義援金を受付いたします。

皆様からの義援金は**日本赤十字社**を通じて被災地に届けられます。

温かいご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

【クリーンライフ協会会員加盟団体・企業一覧】(五十音順)

◆団体◆

近畿クリーニング協同組合、全国おしぼり協同組合連合会、全国機材商経営同友会、
全国クリーニング協議会、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会、
全国コインランドリー連合会、全国ダイアパーリース協同組合連合会、
財団法人洗濯科学協会、全日本クリーニング機材商協議会、
日本クリーニング生産性協議会、日本クリーニング用洗剤同業会、
社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会、日本ドライクリーニング協会、
日本ファー・スエードライフ協会

◆企業◆

株式会社エンパイアー、株式会社東京洗染機械製作所、
東京ホールセール株式会社、株式会社白洋舎、
東日本ホールセール株式会社、株式会社モガワ

「(地震・津波等)災害により滅失・毀損したクリーニングの 預かり品の損害賠償等に関する法的取扱いについて」

厚生労働省健康局生活衛生課

1. クリーニング業務の法的性格

クリーニング業は、利用者から洗濯物を預かり、これを洗濯して利用者に返却し、クリーニングサービスに対する料金を受け取るところを業務としていること。

したがって、クリーニング業務は、クリーニング処理を行う請負契約と、洗濯物を預り、利用者に返却する寄託契約の混合契約と考えられること。

2. 預り品の損害賠償について

地震、豪雨災害等、クリーニング所の責めに帰すことのできない事由により、預かり品が滅失・毀損し、洗濯物を利用者に返すことができなくなった場合、民法に基づき、クリーニング所は預り品の損害を賠償する必要はないこと。

ただし、保険等により滅失・毀損した洗濯物につきクリーニング所が補償を得ているときは、利用者はその代償の譲渡を請求することができること。

3. クリーニング料金の取扱いについて

(1) 通常の場合

クリーニング所は洗濯物の返還義務を免れるが、この場合、返還義務を免れたクリーニング所は、反対給付(クリーニング料金)を受ける権利を失うこと。

また、既に料金を受領しているときは、返還しなければならないこと。

(2) 引取りを催告したにもかかわらず利用者が受取りにこなかった洗濯物が滅失・毀損した場合クリーニング所は、預り品が滅失した場合は全く債務の履行義務を免れ、毀損した場合は、毀損したものを返還すれば足りること。

一方、利用者はクリーニング料金を支払う必要があること。

4. その他

利用者の感情等に配慮し円満に解決するよう心がけることが重要であること。

要望書

平成23年3月25日

内閣総理大臣	菅	直人殿
厚生労働大臣	細川	律夫殿
民主党代表	菅	直人殿
自由民主党総裁	谷垣	禎一殿
全国知事会会長	麻生	渡殿

東北関東大震災による被害地域並びに被災者等への
復興支援に向けたクリーニング業界の要望について

今回の未曾有の大災害への復興に向けたクリーニング業界の支援等を推進するため、別紙の通り要望いたしますので、格段の配慮を賜りますようお願いいたします。

ク リ ー ン ラ イ フ 協 会
会 長 青 山 亨

〔会員団体・企業〕

近畿クリーニング協同組合
全国おしぼり協同組合連合会
全国機材商経営同友会
全国クリーニング協議会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国コインランドリー連合会
全国ダイパーリース協同組合連合会
財団法人洗濯科学協会
全日本クリーニング機材商協議会
日本クリーニング生産性協議会
日本クリーニング用洗剤同業会
社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会
日本ドライクリーニング協会
日本ファー・スエードライフ協会
株式会社エンパイア
株式会社東京洗染機械製作所
東京ホールセール株式会社
株式会社白洋舎
東日本ホールセール株式会社
株式会社モガワ

(別紙)

東北関東大震災による被害地域並びに被災者等への 復興支援に向けたクリーニング業界の要望について

1. クリーニング業界への燃料（重油、灯油、ガソリン等）の優先的供給

- 被災地域において、被災を免れたクリーニング事業者の多くは、震災により負傷された方々の病院の寝具類、あるいは避難所で生活される方々の毛布や衣類のクリーニングを請け負っております。しかし、昨今の燃料不足により病院や避難所へのクリーニング品の配送に必要なガソリンはもとより、クリーニング機械を稼働させるために必要な燃料(重油、灯油等)が枯渇しかけています。
震災後に劣悪となりがちな衛生面で大きな役割を担うクリーニング事業者が、その責務を全うできるよう、これら燃料を優先的かつ安定的に供給できるよう、特段の配慮をお願い申し上げます。
- なお、このような状況は被災地域のみならず東日本地区全般に広がっております。折しもインフルエンザなど感染症もまん延している状況等も踏まえ、これら地域においても同様の配慮を講じて下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

2. 被災事業者への特別融資・税制優遇等の配慮

- すでに(株)日本政策金融公庫より「平成23年度東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付」が制度化されるなど、ご対応いただいているところですが、被災したクリーニング事業者の復興には相当の困難があります。地域社会の公衆衛生を担うクリーニング店は、今回多大な被害を受けた地域が復興していく上でも必要不可欠です。被災されたクリーニング事業者が希望を捨てずに復興を果たせるよう、引き続き格段の配慮と対応をお願いいたします。
- また、計画停電や原発事故への対応により、十分な操業が困難化しているクリーニング事業者への運転資金の特別融資等についても格段の配慮をお願いします。

3. 計画停電の改善

- 現在、東京電力並びに東北電力管内で連日実施されている計画停電については、その重要性並びに必要性については私どもクリーニング業界においても十分認識しているところです。しかし、現行の計画停電は1回あたり3時間と長く、また1日2回実施されたり、直前で見送りとなったりしており、業界としては困惑している現状があります。具体的には、クリーニング業界はパート労働者の比率が非常に高く、直前にならないと実施されるかされないか分からない現状では労働力の確保が非常に難しいこと、仕上がり時間指定サービスなどに支障が生じております。
- 間もなく春の衣替えにともなうクリーニング業界最大の繁忙期を迎えます。その前に是非計画停電の改善を図り、クリーニング事業者が安心して公衆衛生の向上に寄与できる環境整備を賜りますよう、お願い申し上げます。

4. 原発事故に伴う避難事業者への休業補償

- 震災による直接被害がない事業者であっても、福島原発事故の影響により避難生活を余儀なくされているクリーニング事業者については休業補償をして下さい。

〈クリーニング生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ〉

災害貸付のご案内

日本政策金融公庫では、3月11日（金）に発生した災害により被害を受けたクリーニング業を営む皆様を対象とした「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付」のお取り扱いをしています。

災害貸付の概要

対 象 者	<p>平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>① 事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方（直接被害者）</p> <p>② 前①以外の方で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより、間接的に被害を受けた方（間接被害者）</p>
資金のお使いみち	<p>被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金 なお、運転資金は普通貸付の災害貸付がご利用いただけます。</p> <p>※ 設備資金については、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。</p>
ご 融 資 額 （ご融資限度額の特例）	各融資制度ごとのご融資限度額に3,000万円を加えた額
ご 返 済 期 間 （ 据 置 期 間 ）	<p>18年以内（据置期間2年以内）（*）</p> <p>（*）振興事業貸付（設備資金）の場合です。左記以外の場合には、各融資制度に定められた期間となります。</p>
利 率 （ 年 利 % ） （平成23年3月14日現在）	<p>① 罹災証明書等を受けられた直接被害者及び間接被害者 当初3年間 1.35%（特災利率）（※） （ご融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率） （※）特災利率の適用限度額は1,000万円となります。</p> <p>② ①以外の間接被害者 各融資制度に定められた利率</p>

事業資金専用相談ダイヤル



0120-154-505



日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.k.jfc.go.jp/>